

令和5年5月2日

千早赤阪村立学校保護者の皆様へ

千早赤阪村教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本村の教育活動へご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に、また、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について第2種の感染症に移行することとなります。それにともない標記の件につきまして文部科学省から各地方公共団体へ下記の通り通知がありました。これを受け、本村の学校での対応については以下の通りといたします。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

<学校生活について>

◇学校教育活動に置いて、マスクの着用を求めないことが基本となる。

◇令和5年5月8日より「体調チェックシート」の提出は廃止とする。

※児童・生徒の体調が悪い場合は各校に連絡してください。

◇学校給食の場面において、黙食は必要ない。

◇家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導は引き続き行う。

◇地域や学校において感染が流行している場合などには活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じることが考えられる。

<学校における出席停止措置の取扱い>

◇新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。

◇出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

※お問い合わせ先 教育委員会 (☎72-1300)